

令和 7 年小田原市議会 6 月定例会議案

(議案第 5 4 号～議案第 6 6 号)

令和 7 年 6 月 6 日提出

目 次

○条例議案

議案第 5 4 号	小田原市立幼保連携型認定こども園条例……………	1
議案第 5 5 号	小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 5 6 号	小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 5 7 号	小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第 5 8 号	小田原市立学校条例の一部を改正する条例……………	10
議案第 5 9 号	小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例……………	12
議案第 6 0 号	小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案第 6 1 号	小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例……………	18

○事件議案

議案第 6 2 号	工事請負契約の変更について（小田原競輪場第 3 ・ 第 8 スタンド、第 4 ・ 第 9 スタンド解体撤去工事）……………	21
議案第 6 3 号	財産の取得について（自動ラップ式トイレ式）……………	22
議案第 6 4 号	財産の取得について（高規格救急自動車）……………	23
議案第 6 5 号	財産の取得について（高度救命処置用資機材等）……………	24
議案第 6 6 号	財産の取得について（消防団活動衣ほか）……………	25

案 議 例 条

議案第 5 4 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 1 2 条の規定に基づき、認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小田原市立たちばなこども園	小田原市小船 1 7 4 番地の 1

(入園の資格)

第 4 条 こども園に入園することができる者は、認定こども園法第 2 条第 1 項に規定する子どものうち満 3 歳以上の者及び満 3 歳未満の保育を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 1 項の認定（以下この号において「認定」という。）を受けた保護者の当該認定に係る子ども（同法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子どもである場合にあっては、こども園に入園する年度の初日の前日において満 3 歳以上である者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に入園の必要があると認める者

(入園の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができる。

(1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が入園を不適當と認めたとき。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 こども園への入園のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

- 3 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 27 年小田原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「及び市立幼稚園」を「、市立幼稚園及び市立認定こども園」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(市立認定こども園の保育料)

第 6 条 市長は、小田原市立幼保連携型認定こども園条例(令和 7 年小田原市条例第 号)第 3 条に規定するこども園(以下「市立認定こども園」という。)の利用者から、第 3 条第 1 号の規定に基づき市長が決定した額の保育料を徴収する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第 55 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 16 条の 3 第 1 項」を「第 16 条の 4 第 1 項」に改める。

第 16 条の 4 を第 16 条の 5 とする。

第 16 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 4 とし、第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 10 号）第 29 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 小田原市職員の育児休業等に関する条例第 29 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠、出産等についての申出をした本市職員に対する仕事と育児との両立に資する就業の条件等に係る意向確認等の制度を設けるため提案するものであります。

議案第 56 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 26 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 26 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 26 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 26 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 26 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第27条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第28条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の小田原市職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするための部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本市職員の部分休業に係る取扱いについてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 57 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 当分の間、病院事業管理者が医師である場合にその者に対し支給する地域手当の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に 100 分の 16 を乗じて得た額の範囲内において予算で定める額とする。

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「100 分の 10」を「第 9 条の 2 第 2 項に規定する割合」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職職員給与条例」という。）の規定及び第 2 条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例（第 4 項及び第 5 項において「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(地域手当の内払)

- 3 改正後の特別職職員給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された地域手当は、改正後の特別職職員給与条例の規定による地域手当の内払とみなす。

(基本報酬の内払)

- 4 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第 2 条の規定による改正前の小田原市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された基本報酬は、改正後の職員給与条例の規定による基本報酬の内払とみなす。

(経過措置)

- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与条例第29条第3項の規定の適用については、同項中「第9条の2第2項に規定する割合」とあるのは「100分の11」とする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴い、病院事業管理者の地域手当及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に係る規定について所要の措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 58 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和 39 年小田原市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市立前羽幼稚園の項及び小田原市立下中幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）

- 2 小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 57 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（幼稚園を含む。）」を削る。

（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正）

- 3 小田原市学校給食費等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市学校給食費に関する条例

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「（前条の給食費を含む。）」を削り、同条第 3 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 令和 8 年 3 月分以前の月分の小田原市立下中幼稚園における給食に係る給食費の徴収等については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため提案するものであります。

議案第 59 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 24 年小田原市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「以下」の次に「この号及び次条第 1 号において」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号並びに次条第 1 号、第 2 号及び第 4 号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号」を「から第 6 号まで」に改め、「及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第 1 号卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に

「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号、第４号及び第５号において同じ。）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「又は第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」及び「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第４号において同じ。）」を削り、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「又は第４号」を「又は第５号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を削り、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号中「第２

号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を削り、「年数」を「最低経験年数」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

（小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの要件について所要の措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 60 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「提供するため」を「提供し、及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の事業を行うため、」に改め、同条第 2 項中「の施設」を「を行う病院」に改め、同項第 1 号中「小田原市立病院」を「小田原市立総合医療センター」に改める。

第 4 条第 2 項中「小田原市立病院（以下「病院」という。）」を「病院事業」に改め、同条第 3 項中「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改め、同項第 2 1 号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科

第 4 条第 3 項中第 27 号を第 28 号とし、第 22 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 頭頸部^{けい}外科

第 4 条第 3 項に次の 2 号を加える。

(29) 緩和ケア外科

(30) 歯科^{くう}口腔外科

第 4 条第 4 項中「病院」を「センター」に、「417 床」を「406 床」に改める。

別表小田原市立病院運営審議会の項中「小田原市立病院運営審議会」を「小田原市病院事業運営審議会」に、「病院の」を「病院事業の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定及び第 4 条第 3 項の改正規定（「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改める部分及び同項に 2 号を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 2 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年小田原市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「市立病院において」を「小田原市病院事業の」に改める。

（小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部改正）

- ３ 小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和４１年小田原市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「将来小田原市立病院に」を「小田原市職員定数条例（昭和２４年小田原市条例第１００号）別表の病院事業管理者の事務部局の職員（以下「病院職員」という。）として将来」に改める。

第２条第１項第２号中「卒業した後、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

第９条第１号中「看護師等」を「病院職員の看護師等」に改め、「小田原市立病院に」を削る。

第１０条第２号中「期間、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

（小田原市立病院新病院建設基金条例の一部改正）

- ４ 小田原市立病院新病院建設基金条例（令和元年小田原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市立総合医療センター建設基金条例

第１条中「小田原市立病院に」を「小田原市立総合医療センターに」に、「小田原市立病院新病院建設基金」を「小田原市立総合医療センター建設基金」に改める。

令和 ７ 年 ６ 月 ６ 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため提案するものであります。

議案第 6 1 号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の許可を受けて行われている埋立て等又は旧条例第 1 2 条第 2 項の規定による命令を受けている埋立て等に係る規制については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる規制が適用される埋立て等に係る土地の区域（以下「規制区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項の許可（法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可があった又は許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は法第 1 6 条第 1 項の許可を受けたときは、これらの許可を受けた日以後、規制区域のうちこれらの許可に係る土地の区域については、前項の規定は、適用しない。
- 4 規制区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第 2 0 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令又は法第 2 0 条第 5 項（法第 2 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、規制区域のうち当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第 2 項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の日前にした行為及び附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

(理由)

本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例により規制される土砂等による土地の埋立て等が神奈川県による規制の対象とされたことに伴い、同条例による当該規制を廃止するため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第 6 2 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 6 月 2 1 日に議決を経て締結した工事請負契約（小田原競輪場第 3 ・第 8 スタンド、第 4 ・第 9 スタンド解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契約金額 2 4 7, 7 0 7, 2 4 0 円」を

「契約金額 3 0 8, 8 2 1, 7 0 0 円」とする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 63 号

財産の取得について

令和 7 年 5 月 9 日に指名競争入札に付した自動ラップ式トイレ式の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 50,976,200 円
- 2 契 約 の 相 手 方 神奈川県小田原市久野 1609 番地の 11
株式会社ヒラボウ小田原営業所
営業所長 片 倉 拓 海
- 3 納 入 期 限 令和 7 年 10 月 31 日

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 6 4 号

財産の取得について

令和 7 年 5 月 1 6 日に指名競争入札に付した高規格救急自動車（2 台）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 5 9 , 0 4 8 , 0 0 0 円
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市磯子区坂下町 1 番 1 号
 日産神奈川販売株式会社法人営業部
 部長 大 山 隆
- 3 納 入 期 限 令和 8 年 1 月 3 0 日及び同年 2 月 2 7 日
 （1 台ずつ 2 回に分けて納入）

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 6 5 号

財産の取得について

令和 7 年 5 月 1 4 日に指名競争入札に付した高度救命処置用資機材等（2 式）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 4 2 , 9 0 0 , 0 0 0 円
- 2 契約の相手方 神奈川県横浜市中区かもめ町 6 番地
 日本船舶薬品株式会社横浜支店
 支店長 鳥 居 大 輔
- 3 納 入 期 限 令和 8 年 1 月 3 0 日及び同年 2 月 2 7 日
 （1 式ずつ 2 回に分けて納入）

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

議案第 66 号

財産の取得について

令和 7 年 5 月 20 日に指名競争入札に付した消防団活動衣ほかの取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契 約 金 額 18,140,496 円
- 2 契 約 の 相 手 方 神奈川県小田原市栄町一丁目 16 番 7 号
 有限会社大友屋せきた
 代表取締役 関 田 寛 一
- 3 納 入 期 限 前期納入期限 令和 7 年 10 月 3 日
 後期納入期限 令和 7 年 12 月 19 日

令和 7 年 6 月 6 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

